

1/4 豊山町成人式を開催

令和3年度に20歳を迎えられる方を祝し、成人式を行います。

新成人の対象となる方には、12月初旬にはがきでご案内します。はがきが届かない場合は、生涯学習課までお問い合わせください。

また、現在は町外在住で参加を希望される方は、必ず事前に生涯学習課まで連絡してください。

▼とき 令和4年1月4日(火)

午前10時30分(受付は30分前から)

▼ところ 社会教育センター2階ホール

▼対象者 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方

▼新型コロナウイルス対策の注意事項

- ・ご来場の際はマスク着用をお願いします。
- ・会場入場時に検温と手指消毒を行います。
- ・発熱がある方や、体調の悪い方は入場できません。

・介助者を除く新成人以外の方の館内へのご入場は、ご遠慮ください。

・式典開催方法等の変更をさせていただきます。場合がございます。町ホームページでご確認ください。

▼問合せ

生涯学習課生涯学習係

☎ 28・03996



Info 令和4年度以降の成人式

令和4年4月1日から、民法の改正に

より、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。町では、令和4年度以降もこれまでと同じ20歳を対象に成人式を開催します。式典の名称は、20歳の節目を祝う事業にふさわしい名称を検討しています。

▼問合せ 生涯学習課生涯学習係

☎ 28・03996

Info 家屋解体時などの手続き

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税します。

年の途中で取り壊した家屋は正しく手続きをしていただければ、翌年度から課税しません。また、年の途中で名義変更された場合は、翌年度から新しい名義人に課税します。なお、家を建てられたときは、建物の表題登記をしなければなりません。未登記の家屋を所有されている方は、法務局で手続きを行ってください。

▼登記済家屋の取壊し

取り壊した年の内に法務局へ滅失登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。年末の取壊しなどで、法務局への滅失登記が年を越してしまう場合は、年内に町へ届出をしてください。

▼未登記家屋の取壊し

取壊し後、速やかに町へ届け出てください。

▼登記済家屋の名義変更

名義変更があった年の内に法務局へ所有権移転登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。

▼未登記家屋の名義変更

名義変更後、速やかに町へ届出をしてください。その年の内に届出をしなかった場合は、翌年度も旧名義人へ課税されてしまいます。

▼届出方法

役場1階4番窓口税務課に届出書を用意してあります。事前にお問い合わせいただき、手続きをしてください。

▼問合せ 税務課課税係

☎ 28・2434

12/1 県内一斉エコ通勤デー

町は、11月18日から12月17日までの期間にエコ通勤を中心とした「エコモビ」に積極的に取り組む、「エコモビ実践キャンペーン2021」に参加しています。

エコ通勤とは、自動車通勤を控え、より環境負荷の少ない公共交通や自転車、徒歩などで通勤することです。環境対策や健康増進のほか、渋滞の緩和や交通事故の防止などの効果が期待できます。

今年度の県内一斉エコ通勤デーは12月1日です。この機会に自動車の使い方を見直し、とよまタウンバスの利用をはじめとしたエコ通勤へのご協力をお願いします。

▼問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進係

☎ 28・0944

Info 環境家計簿をつけて地球温暖化対策

地球温暖化をもたらす二酸化炭素は年々増え続けています。家庭でできる小さな心がけで、二酸化炭素の排出を削減することができます。

左記計算方法により家庭から出る二酸化炭素排出量(kg)を計算することができます。毎月環境家計簿をつけて二酸化炭素の削減を目指してください。

CO₂ 排出量kg = 月間使用量 × 排出係数

使用項目	排出係数
電気(kWh)	0.45
都市ガス(m)	2.3
LPガス(kg)	6.6
灯油(L)	2.5
ガソリン(L)	2.3
軽油(L)	2.6

▼二酸化炭素を削減するためには?

- ・重ね着などの工夫で暖房は19℃を目安にする。
- ・テレビを見る時間を減らす、冷蔵庫を詰めすぎない、お風呂は続けて入る、シャワーの利用を短くする、スイッチ付きタップなどを使って、待機電力を減らす。
- ・公共交通機関や自転車を利用する。
- ・自動車の運転時は、不要なアイドリング、急発進、急加速を避ける。

☎ 28・0916

▼問合せ 住民課環境係